

社会福祉法人万葉福社会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人万葉福社会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下、「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、前号に規定する理事のうち、一週間の所定執行日数が週平均1日以上となる理事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 常勤の理事 | 報酬（賞与を含む） |
| (2) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (3) 評議員 | 報酬 |
| (4) 評議員選任・解任委員 | 報酬 |

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間85万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間7万円以内とする。
- 5 この法人の常勤の理事の報酬月額及び賞与は、別表2に定める額とする。
- 6 この法人の非常勤の役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。

7 この法人の評議員選任・解任委員に対する報酬は、別表4に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用について支払うものとする。

2 常勤の理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法はこの法人の賃金規程第17条の規定を準用する。

3 常勤の理事を除く役員等が、理事会又は評議員会等の出席など法人・施設運営のための業務にあたったときは、この法人の旅費規程又は賃金規程に準じて交通費等の実費相当額を支給する。

4 役員等には、出張に要する旅費を、この法人の旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(支給の方法)

第6条 常勤の理事の報酬等及び費用（旅費を除く。）の支給時期は、次の各号の報酬等の区分に応じて当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬及び費用の支給日及び支払方法については、この法人の賃金規程第4条に準ずる。

(2) 賞与の支給月は、6月及び12月とし、支給日及び支払方法については、この法人の賃金規程第29条に準ずる。

2 常勤の理事を除く役員等の報酬等及び費用は、理事会又は評議員会等の出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (評議員の報酬)

項目	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

別表 2 (常勤の理事の報酬等)

(1) 月額報酬

役職名	一週間の所定執行日数	月 額
理事長	2日以上	50,000円
	1日	25,000円
理事	2日以上	40,000円
	1日	20,000円

(2) 賞与

支給月	賞与の額
6月の賞与	報酬月額×1か月分
12月の賞与	報酬月額×1か月分

別表 3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事長

項目	日 額
理事会等会議への出席	6,500円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	6,500円

(2) 理事

項目	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

項目	日 額
監事監査等への出席	5,000円
理事会、評議員会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

(4) 評議員選任・解任委員

項目	日 額
評議員選任・解任委員会等会議への出席	5,000円